

一九二〇年代農政指導の検討 (三)

——産業組合中央会会頭志村源太郎をとおして——

森 邊 成 一

はじめに

一、財閥ブルジョアジー——農業団体指導者

〔補論〕二〇年代農業関係諸団体の展開と志村 (以上 十四卷二号)

二、二〇年代農政の政策決定過程と志村源太郎

1、食糧政策

(1) 第一次大戦期の米価政策と農業倉庫案 (以上 十六卷三号)

(2) 第一次大戦後の食糧政策と「財界整理地均し」 (以上 本号)

(3) 米穀法改正問題と志村源太郎 (以下 続く)

2、蚕糸政策

3、肥料政策

(2) 第一次大戦後の食糧政策と「財界整理地均し」

前項に於ける第一次大戦期の検討をうけて、ここでは、もっぱら先行研究に依拠しつつ米騒動後の米価対策から、開墾助成法案および朝鮮産米増殖計画に至る原内閣期の食糧政策の展開を概観する。あわせて、原内閣のすすめる食糧政策への志村源太郎の評価や対応をも検討し、最後に米価問題を一つの焦点とする志村の農政構想の核心部分にせまりたい。尚、米穀法の制定については、その改正問題を併せて、次の第三項に於いて検討する。

さて、わが国最初の本格的政党内閣である原政友会内閣が成立したのは、国際的には第一次大戦の終了、国内的には労働農民運動の本格的高揚を画期づける米騒動の終息直後という、大変動期であった。第一次大戦は、米騒動と原政友会内閣の成立にはじまる社会的・政治的変動を引き起こすとともに、わが国に未曾有の経済発展をもたらしていた。この経済発展を、国際収支面から総括して、井上準之助は、以下のように述べている。「差引勘定をして、貿易で十四億円、貿易外で十四億円、合計二十八億円と云ふ金が大正四「一九一五」年から大正八「一九一九」年までの間に這入つた。此二十八億円という金が即ち日本の其後の経済界を作つた唯一の原動力であります」¹⁾。わが国経済は、大戦前の正貨準備の枯渇という苦境を脱し、二〇年代には、多量の正貨流入を「原動力」に順調な発展を展望し得るかに見えた。

こうした時点において、政権担当の地位についた原内閣は、大戦期の経済発展に呼応しつつ「積極政策」を標榜し、教育の改善・交通機関の整備・国防の充実・人為によらぬ自然的な(米価を含む)物価調節(これは、「通貨の収縮の如きも可成く自然的に行はんと欲す」というインフレ政策)を掲げて、²⁾ 施策を開始する。原は、衰退しつつある山県政治官僚閣から国防(の充実)や外交をめぐる政策の一致によつて協調を引き出しつつ、中・高等教育機関の普及(教育の改善)や鉄道建設(交通機関の整備)といった地方利益の誘導を通じて政友会の地盤を培養し、政権の永続化をめざしていた。³⁾ この原内閣によつて、二〇年代食糧政策の基本骨格、すなわち食糧増産Ⅱ自給政策と米穀法Ⅱ米価調節政策が形成されることになる。

ところで、政友会総裁原敬が組閣をおこなつた一九一九年九月は、米騒動直後の米価高騰のさなかである。その米価高騰は、既に前寺内内閣から始まつており、大戦ブームに並行した未曾有のインフレの進行とともに、米価は大戦初期の一石一三円台から大戦末に四〇円台を突破して高騰を続けた。そうした高騰に対して、寺内前内閣は、先ず一

七年九月、内地不作の見通しを受け、暴利取締令（農商務省令第二十号）を發し、商人への取締を強化した。続いて、国内米価も三〇円台をうかがう十八年四月、寺内内閣は、外米管理令（勅令第九十二号）の制定と臨時外米管理部の設置（勅令第九十三号）および外米管理規則（農商務省令第十三号）によつて、政府指定商人による外米及び植民地米の輸入と政府補給金の支出によるその廉売を実施させ、もつぱらこれにより米価の鎮靜化を図ろうとした。しかし、米価はなおも高騰し、三九円に達した一八年八月より九月初旬にかけ、全国での検拳者数万にのぼる、全国的食糧暴動④、米騒動が発生するにいたる。寺内内閣は、一八年八月穀類収用令（勅令第三百二十四号）を緊急勅令により制定し、強制収用をも辞さずとの威嚇を背景に指定商人による内地米買い付けを行わしめ、同時に、外米管理部を臨時米穀管理部に改組し（勅令第三百二十六号）、買い付け内地米をも含む米穀の管理を強化しようとした。だが、首相寺内の健康悪化、外交・国防政策をめぐる元老山県との軋轢、これに米騒動が加わつて民間での倒閣運動の高揚に直面し、寺内内閣は総辭職に追い込まれた。結局、米騒動後の米価対策は、あとを襲つた原内閣に委ねられることになった。

原敬は、米騒動勃発の原因を、「米は地方に於て不足せしにはあらず」、「騒動を醸せしは、畢境法令の力を過信し、法令の力に因りて米価を低下せんと試みたる秕政の致す所なり」とし、寺内内閣の強権的な米穀管理政策が、地方に残存する米の自由で円滑な出回りを阻害した結果、諸都市における米価の引き下げに失敗し、高米価を不満とする騒動が惹起されたと見ていた。もとより、こうした見解は、ひとり原に特有のものではない。例えば、大阪の騒動直後、大阪商業会議所が政府に提出した「意見開申書」は、暴利取締令の緩和を求め、その「理由」として、産地の「残米数量尚ほ尠からざるべしと謂ふに拘らず」、「未曾有の昂騰を來したる原因」、「主として政府の対策亦其の当を得ざる廉なき能はず。即ち、相場の自然的なるに拘らず、不自然なる人為的の取締は却て相場の逆行を助け、奔騰の勢を高めたる觀あり」と指摘していたからである。

それ故、原は、寺内内閣の強権的な米価政策の失敗に学びつつ、自らは内閣成立早々、「人為を以て極端なる政策を採るは却て経済上に惑乱を与ふるのみならず、法律を以て自然を動かすが如きは深く慎むべし」と言明する。こうした基本姿勢に立った上で、原政友会内閣は、食糧政策を「臨時応急の処分」と「永遠に亘る方針」とに分け、展開しようとした。即ち、前者にあつては、内外米に対する統制の撤廃と外米輸入条件の整備、後者にあつては、米の増産による供給の潤沢である。いずれも法令に強権による統制ではなく、市場を介在させた「自然的」な米価引き下げをめざすものであつた。

こうした原の基本姿勢に対応して、山本農商務相は、一〇月八日、「臨時応急の処分」にあたる米価調節政策につき談話を発表する。山本は、そこで、既に(二日に)行われた内地米の買い付け打ち切り・米穀管理からの順次撤退を説明するとともに、穀物収用令などを「容易に用ふ可きに非ず」として、その不行使を言明した。その上で、「内地米の産額は到底国内の需要を充たすに足らざるを以て、之が補充は一に外国米の輸入に俟つの外なしとの観点から、外米輸入を促進すべく「輸入に対する障碍」の「除去」、供給の「円滑」にむけて、外米関税撤廃を含む国際的・国内的条件の整備を図るとの態度を表明した。⁹⁾この点、「臨機応急の処分」としては、原内閣もまた、寺内内閣同様専ら外米の輸入によって対応しようというものであつたが、外米の供給を、政府の直接管理ではなく、「日本の米が斯く高いことは、是まで曾てありませぬ」という内地米価の高騰に内外価格差の拡大を前提として、「商人の自然の算盤に依つて貿易に委ねて」¹⁰⁾行こうとしていた。この点、米価引き下げをめざして強権的米穀管理という手法をとる寺内内閣と、高米価を前提として専ら供給の潤沢をめざし、商人による自由な輸入の促進という手法をとる原内閣との間には、当初政策の目的や手法に明確な相違が存在していたといひ得る。

以上のような原山本の姿勢は、米穀商や地主的農政運動の要求に一面では沿うものであつた。大日本米穀会は、

その意見「具申書」において、「米の買入及売渡に付」、「其方法宜しきを得ざる為米価は却て日に昂騰」したとして、「之が実行方法及打切時期に付慎重の考慮を加えられたし」と、米穀管理の緩和とその打切を検討すべく要求しており、また、帝国農會に依拠する地主的農政運動も、穀物収用令の撤廃や外米管理令及び暴利取締令の慎重な適用を求めていたからである。もつとも地主的農政運動は、「関稅撤廢の如きは」「断じて不可」としていたから、この面では原内閣の政策とは対立する側面を有していた。この点、大阪朝日新聞は、「官僚内閣が潰れて政党内閣となつても、国民全体の福祉を念はず、政友會は依然として農民党たり」と原内閣を批判し、米穀管理撤廢の「自然的配給主義を声明するならば」、「米穀の輸入関稅撤廢を断行」せよと迫っていた。原内閣は、一〇月三〇日緊急勅令(勅令第三百七十三号)を發し、米・粳への輸入税の期限付き撤廢を断行する。原政友會内閣の当初の米穀政策は、米穀商人の要求や部分的ではあれ地主的農政運動の要求にそいつつ、かつ強権的「官僚内閣」から自由な「政党内閣」への轉換を、国民世論に印象づけようとするものであった。

そのような基本姿勢から、原内閣は、関稅撤廢に続いて十一月一日外米管理規則を撤廢し、他方、一九一九年一月、期米(先物取引)市場に対し、外米および台湾米の代用制度(先物取引の決済に外米等の使用)を通達し、外米輸入の自由化を図るとともに外米の国内流通条件を整備した。また外交ルートを通じて、輸出禁止措置をとっていた英国・中国に対し「蘭貢米」・「支那米」の解禁を要請し、仏国に対しては「西貢米」の輸出許可制撤廢を交渉し、さしあたり撤廢の回答を得ることができた。¹⁶⁾さらに横浜正金銀行等に対しても「十分な為替の便利を付けさせ」るなど、「商人」の「算盤」に見合うような外米輸入の条件整備に奔走する。山本農商務相の比喻に従えば、強権的な米穀管理という「外科的療法」ではなく、国内高米価を前提とし、外米輸入条件を整備すれば、「内服薬的療法によりて自然に病状を緩和抑制」できると考えたのである。¹⁷⁾

しかし、そうした政策展開の背後で、一八年一二月以降、一九年の米の需給見通しおよびその対策をめぐって、閣内では対立が生じていた。山本農商務相は、農林官僚の需給予測をもとに米供給量の不足を主張し、これに対し高橋蔵相は不足にあらざると主張したからである。山本が依拠したと思われる農林官僚の予測によれば、一九米穀年度(前年一月から当年一〇月)の需給は、英国等の禁輸措置の中、昨年度以上の外米輸入を行ってもなお需給差引二二〇万石の米が不足するとしていた。しかも一八年末に確定した国内産米実収量は、予想より一〇五万石も少なく、さきの予想以上に米不足は深刻になると見積もられた。¹⁷⁾ 山本の憂慮は深かったに違いない。にもかかわらず、高橋蔵相は、「農商務省の調査に反して米の不足にあらざ」と主張し、調査「諸表に就き論じる」¹⁸⁾ 姿勢を示したのである。

こうした両者の間に立って、首相原も「余も産米の不足とは思わざる」¹⁹⁾と見通しでは高橋の側に立った。しかし、行動においては「数字の問題にあらざして世間は之「米価」を政略問題となし居れば其積にて考案するの外なし」²⁰⁾として、政略的観点から人心安定のため外米買付けに取り組む。先ず、首相原は、田中陸相の提議をうけ、防穀禁輸政策をとる中国からの輸入を実施すべく、軍事協約を利用した在満陸軍の買付米四四万石の国内搬入を行わしめた。さらに、原は、「山県が米価問題に付兼て憂慮すと云ふに付余は産米不足なしと思ふも之を輸入するの決心をなしたれば不足を憂ふに及ばずとの次第を物語り」²¹⁾、後に実際に、三井の手による百万石の外米輸入を企てた。

その際(一九年一月)、悲観的な需給見通しに立つ山本農商務相は、原に対して「政府の手にて買入の外なき事を提議」し、むしろ寺内内閣の外米管理政策へ回帰し、政府の直接的な介入による外米の積極的輸入を訴えた。しかし、原は、「商人をして買入しむるを可と」し、山本の提議を退けた上で、外米輸入を損失「補填」の条件にて「三井に相談」するよう指示する。²²⁾ 山本の抱く危機感²³⁾は閣内において共感を得られず、孤立感を深める彼には、不十分と思われるが故に不本意な政策が指示された。彼の不満と憂慮は、原の指示する政策の遂行に消極的態度をとらせることになる。

その結果、首相原からは政策遂行に「山本農相如何にも熱なき」と繰り返し批判されることになってゆく。結局、三井との交渉も原自身が乗り出し、団琢磨を呼んで百万石の輸入を依頼し、彼の承諾を得ねばならなかった。とはいへこの時点で、原は、「この種の処置を断行せば食糧に不足すべき筈なし」と断ずることができた。高橋蔵相とともに甘い需給見通しを有する原にすれば、輸入条件の整備に加えて陸軍による中国米の搬入を実施し、その上に三井による買い付けが行われれば、食糧不足に陥るはずはないとの確信をもつに至ったと考えられる。

結局、一八年末からの閣内における対立にもかかわらず、首相原敬のリーダーシップによって、当初からの政策基調は貫かれた。即ち、政府の米穀管理からの撤退、「人為」によらぬ市場を介在させた「自然的」な米価の引き下げ、そのための「商人」の「算盤」にもとづく自由な外米輸入の為の条件整備、これである。ただし、用心深い原は、政策的観点から、田中陸相や高橋蔵相を鞭撻しつつ、予備的な措置として、陸軍貯蔵中国米の内地搬入や三井による外米輸入を企てておいた。²⁴ これらの政策の結果か、新米の出回りに加えた、民間外米輸入の「比較的順調」な実現があり、一九年三月には、米価は四〇円を割りこみ三七円余にまで下降した。「米価問題は幸いに解決」したかに思われ、外米輸入問題は、当面、原の念頭を去った。²⁵

以上のように「臨時応急の処分」を行いつつ、原内閣は、「永遠に亘る方針」を調査会の審議に委ね、かつ一部は審議を待たず実施した。原内閣は、寺内内閣より臨時国民経済調査会を引き継ぎつつも、前内閣が提出していた強力な「米価調節綱領」²⁶ 米価公定（最高最低価格設定）案を撤回し、かわって国民食糧の生産消費分配につき審議を求める。ここでも、いわば「法律を以て自然を動かす」ことを拒否する姿勢を貫いたのである。その上で、原内閣は、立案中の開墾助成法案を調査会の説明に付している。こうした臨時国民経済調査会と、これに続く臨時財政経済調査会の構

成やそこでの論争、その帰結については、既に河合や川東により詳細な検討が加えられているので、ここでは立ち入らない。

ただ、志村が臨時国民経済調査会の委員であったので、一カ所だけ触れておこう。開墾助成法案の要旨の説明があった一八年一二月の臨時国民経済調査会第四回小委員会に於いて、志村は、「台湾朝鮮等新領土に於いて米穀の増収を奨励するの方針を取るは最も必要なり」と質問している。植民地米増産奨励は志村の従来からの主張であったが、これに対して犬塚幹事長(農商務次官)は、「政府及農商務省の方針としては暫く御猶予を願ひたし私としては大に其方針を必要なり」と⁽²⁹⁾思う旨回答している。犬塚が、志村の主張に個人的には賛同しつつも、暫く猶予を乞うたのは、内地における食糧増産を追求する首相原の考えを踏まえてのことであろう。農林官僚の留保は、首相原と植民地も含めた帝国全体での増産・自給を追求する農林官僚との政策志向の相違⁽³⁰⁾が、志村の質問を機に表面化したものだった。

原内閣は、さしあたり調査会の答申を待つことなく、原自身の政策志向にそって食糧増産を専ら内地に於けるそれに求め、第四一議會(一八年一二月召集)に開墾助成法案を提出するとともに、同法案実施の受け皿として大開墾会社設立を企図した。この開墾助成法案と大開墾会社設立策との関連については、研究史上、誤解があるので注意を要する。

先ず、開墾助成法案は、開墾・埋立・干拓・開田事業を行う者に「予算の範囲内に於て」助成金を交付(二条)するもので、工事開始から終了後四年に至る期間に工事経費の六%づつを利子補給として交付し(二二条)、その助成金を二〇年以内に返還させ(二三条)、これを通じて北海道を除く内地(付則)の開墾等を促進し、食糧増産をはかろうというものであった。とりわけ、省令以下で規定されるべき同法案の実施計画案は、助成対象事業を五十町歩以上の大規模開墾事業に限定すると予定していた。五十町歩以上の大規模事業を助成することで、同案は、十五カ年間に二十五万町

歩の開墾に着手し、十五年後には、道路・水利施設等を除いた田畑二十万町歩（国内耕地総面積の約3%）を拡張し、米麦等約三百二十万石の増収をはかると計画していた。³¹

もとより、助成法案がめざす五十町歩以上の大規模開墾は、多額の資金と機械等の設備とを必要とする。そのため、原敬は、そうした大規模開墾の工事を担当させるべく、大開墾会社⇨帝国開墾株式会社の設立を企図した。十九年一月早々、原は、渋沢栄一に対し「開墾会社の必要を説き」、二月末、「渋沢栄一、益田孝、武井守正、団琢磨」など三井三菱古河藤田住友の代表者を年八朱配当保証・資本金三千万円等の条件で合意させた。³²三月六日には、官邸に六大都市の財界人六十余名を招待し、原以下主要閣僚も出席のうえ開墾会社設立に協力を要請した。³³他方、農商務省も、首相原の指示に従い、「大正八年度歳入歳出総予算追加案」および「予算外国庫の負担となるべき契約を為すを要する件」を議会に提出、帝国開墾株式会社に対する初年度補助金の準備額三百万円の協賛を求めた。この案は、政府が、資本金三千万円の帝国開墾株式会社と予算外国庫負担契約を結び、国有林野払い下げという便宜をはかりつつ、十五年間で二五万町歩の開墾を実施または請け負わせ、開墾地は年賦償還方式により売却し自作農を創設しようとするものとされ、そのために、政府は、払込株式の八%配当を保証する（例えば、会社利益が三%配当分しかあがらなかった場合、政府は残り五%分を補給する）というものであった。³⁴

しかし、こうした原の開墾政策⇨食糧増産構想は、帝国議会において、重大な修正を被ることとなる。まず開墾助成法案自体に対して、原内閣与党の政友会内部から修正が要求された。政友会の政務調査会や議会内の予算委員会等の関係議員六十余名は、「聯合協議会」を二月七日開催、ここでは開墾助成法案について「此際五反歩又は一町歩以上の開墾者に補助金を与うべしとの議」が出され、「政府と交渉する」ことに決する。³⁵その結果、衆議院の同法案特別委員会においては、政府原案への質疑の後、野党憲政会および国民党はもちろん、与党政友会からも、それぞれ政府原

案に対する修正動議が提出されることとなった。政友会所属岩崎総十郎議員は、修正動議を説明して、先ず「助成する為に交付したる金員を返還せしめず」として、返還とその手続きを規定した三条以下を削除するように主張した。そして、省令等で定められるはずの助成対象事業の規模については、「各党派より提出された所の意見を承りまして、相当なりと思ひます所に追て賛否を表したい」と、他党提案の適当なものにそつて修正に応ずるといふ態度を表明した。結局、財閥資本家に依拠した開墾会社による大規模開墾の推進、これによる食糧増産という直截な原の構想は、譲歩が余儀なくされ、まず第一の修正が加えられた。与党政友会の議員の多数もまた、野党との対抗上、小規模開墾への補助金散布、すなわち、選挙区の中小地主主体のそれへの補助金散布・利益均霑を求めたのである。

こうした政友会に対して、憲政会は、井原喜代太郎議員が、「第三条は政友会の御意見の通り」削除として、交付金を補助金とし返還を求めないという政友会の修正案を支持し、事業面積の点では、政府原案五十町歩では「大農を保護すると云ふやうな結果を来す」として、「面積一町歩以上」を補助の対象とするよう主張した。また、憲政会は、つづけて、第一条中の「主務大臣は予算の範囲内に於て助成金を交付することを得」の「予算の範囲内に於て」を削除すること、および「府県郡市町村の事業」には「土地収用法を適用することを得」とするよう、併せて主張した。前者は、追加予算により助成金総額の事後的追加の希望を表すものとされた。後者は、町田忠治によれば、「英国辺りの『スモールホルジングアクト』[Small Holding Act] のやうに、無理「強制的」に府県以下の公共団体が之を開墾した後に、更に之を分割して、自作農を奨励する」ものであり、こうした自作農の創設という「社会政策を⁽⁴⁾実行」する場合には、それら公共団体が未開墾地の強制収用を行えるようにしようと言うものであった。これらに対して、国民党は、上原悦次郎議員が、交付金の返還免除を「自作目的とするもの又は耕地整理法に規定せらるる所の公共団体」にのみ限定して認めるように三条に但し書きを加えるよう主張させ、併せて、事業規模を「⁽⁴⁾五町歩」以上と修正する

よう提案した。

これら三党の修正案の提出をうけて、同法案特別委員会は、別途委員会内に小委員会を設置して、三党の案を擦り合わせることにした。小委員会は、統一修正案を提出する。それは、先ず第一に憲政会の提案に沿って、「予算の範囲内に於て」の文言を削除し、追加予算や予備金の支出を希望する旨を間接的に表現した。第二には、政友会と憲政会の提案に沿って、交付金は、原則として返還を免除するものとし三条以下を削除した。最後に、実施細則に規定さるべき一事業規模の下限は、国民党提案にそつて「五町歩以上」とされ、しかも大体の企画に於いて一事業と認められれば、一筆五町歩相密接する必要はないものとした。⁽⁴²⁾ 結局ここでは、原の構想は譲歩をせまられ、憲政会町田の地方公共団体による強制創定主義に立つ自作農創設という端緒的な政策理念の提示も雲散霧消した。いわば無原則に助成事業の対象が拡張され、おそらくは地方の中小地主によつて担われるような小規模開墾事業への純粹な補助金散布に変質したのである。

修正を経た助成法案は、衆議院を全会一致で通過し、貴族院へ送付される。貴族院の審議、特に委員会のそれにおいては、主に、衆議院の修正に対する政府見解および同法案と官邸にて発表された開墾会社設立との關係をめぐり、質疑が行われた。また、貴族院の反政友会系会派同成会の領袖伊沢多喜男は、朝鮮台湾には「比較的僅な経費」で、「割合に容易く相当な田地なり畑なりを得られる場所がある」とし、「朝鮮台湾は日本の内地同様に見て御計画をせらるゝのが当然⁽⁴⁴⁾」と、開墾助成を内地に限定した同法案を批判した。しかし、委員会可決（全会一致・伊沢欠席）後、本会議において、重大な争点となつたのは、衆議院が削除した「予算の範囲内に於て」の文字であつた。その字句については、高橋蔵相ら政府委員はみな、それがあろうとなかろうと内容上の変更はない、予算外の補助金支出がでないことは自明である、と両院の答弁を通じて繰り返して言明して⁽⁴⁵⁾いた。それにもかかわらず、伊沢は、「此予算の範囲な

る文字を除くと予算の範囲を超えて助成金を交付すと云ふ解釈をしなければならぬ」⁴⁶との強引な解釈を下し、衆議院削除の字句を復活するように再修正案を提出したのである。伊沢等同成会の議員は、結局、この程度の法案としては異例の記名投票による採決にまで持ち込む。とはいえ最終的には、伊沢らの修正案は三九票差で否決、衆議院送付の原案が可決された。⁴⁷伊沢の連携する野党憲政会が支持した衆議院修正案をもとにして、政府与党の議会運営を妨害するためには、彼としても些細な字句に拘泥した再修正を提案せざるを得なかつたといえよう。それでもなお、三十名前後の伊沢系議員を超え、その修正案は百十票の賛成票を得たのである。このことは、衆議院野党と連携せぬまでも、原政友会や政党内閣自体に対する反感が、貴族院においてなお根強く残っていることを示していた。

開墾助成法案は、こうして成立のはこびとなつたが、同法案と設立されようとする帝国開墾会社との関係は、前者の法案や後者の予算追加案の審議に於いて、重要な論点となつていた。首相官邸に於ける開墾会社設立の発表直後、設立会社の政府案につき、新聞は「貴族院にて審議中」の開墾助成法による「年六歩の助成金は今回の開墾会社に給付せざることに内定」⁴⁹と伝え、同社の事業には開墾助成法の適用がないかの如く報じていた。そして、助成法案審議中の貴族院においても、山本農商務相は、同法案の適用が衆議院で五町歩以上と修正された結果、当初予定されていた「五十町歩以上とか、百町歩以上とか、大面積のものに於きましては多く起らむとする其の大「開墾」会社のもので、小面積のものは開墾助成法のものに落ちて来」⁵⁰ると、開墾会社と開墾助成法案との関係を説明し、さらに開墾会社が「此「開墾助成」法に依ると云ふことは困難である」⁵¹と答弁していた。

帝国開墾会社への補助金を計上した「予算追加案」をめぐる衆議院予算委員会の審議に於いても、原や山本は両者が成立の経緯からして別のものであることを強調し、⁵²山本も先のような説明を繰り返した。その結果、野党議員は、五〇町歩を境に、大規模な開墾事業は配当保証をうける開墾会社が開墾助成法の助成金を受けずして担当し、比較的

小規模な開墾事業は助成法の適用を受け助成金を得た個人等が担当するものと、了解してしまうことになる。しかも、予算委員会に於いては、国民党の鈴木梅四郎議員が、個人が「助成法に依つて六朱の補給を与えた上に、尚ほ八朱の補給を受けて居る開墾会社に委託して開墾するという」、「二重の形になる」ことはないかという質問に対して、山本は、「何処までも區別して二重にならぬやうなる方針を執ると云ふ決心」である⁽⁵³⁾と応じた。さきのような両者の関係をめぐる解釈は、野党議員には確實妥当なものと思われた。したがつて、助成法による開墾二五万町歩、開墾会社による開墾二五万町歩、計五〇万町歩が、新たに開墾されるものと了解された。それ故、従来の研究も、両者の関係をさういうものとして理解してきた⁽⁵⁴⁾。

しかし、衆議院予算委員会に於いて、発言を通告した野党議員全員の質問が終了し、最後の発言者として政友会所属吉植庄一郎議員が質問に立つ。吉植は、「質問応答中に明瞭を欠」く点があつたとして、「吾々の見る所」、「帝国開墾株式会社なるものは二つの目的を有する、一つは自分で開墾して開墾した土地を、全国の自作農業を揃へるために、小さな百姓に売つてやるのが一つ、一つは助成法等に依つて開墾を願つて自分の力でやつては大きな『ロータリー』式の機械を買ふとか、大きな金の機械を買ふと云ふ大なる固定資本を有つてやるのが出来ぬ、仮令出来ても不経済だ、そこで帝国開墾株式会社が、そう云ふ機械を持つて居つて請負つてやれば、比較的低廉に行つて、自分がやるよりは非常に経済的に開墾が出来る」と述べ、会社とは別の個人等が願ひ出た開墾であれば、その個人等が助成法による助成金を受けつつ開墾会社に対し工事のみ委託する事ができる、との解釈を示し、政府の見解を質した。これに対して山本農商務相は、「唯今の御質問は丁度御解釈の通りであります」と応えた。山本は、続けて、「開墾会社が開墾助成法に依つて許可を得て」助成金を受け開墾するというような「二重の利益」は認められないが、「開墾助成法に依りまして、さうして政府の許可を得たものが、自身の都合に依つて此会社に依つて請負つて、開墾をして貰いたいと

云ふこと」、「下請負と申しますか、さう云ふやうなことに於きましては少しも差支ない、のみならず却て政府に於ては、斯の如きことがあるものとして居るのでございます」とする。それ故、「一方で開墾助成法で許可を得たものが、一方に於て開墾株式会社に委託して開墾をして貰ふと云ふことになれば、其のものは必ずしも両方で五十万町歩取ると云ふ訳でない、或はそれが両方合して三十万になるか、或いは幾らになるか」、「重複は来る⁽⁵⁶⁾」という。

結局、原内閣と与党政友会は、野党の質問をはぐらかしつつ、最後になってその政策的意図を明らかにした。つまり、原内閣は、中小地主への補助金均霑という政治的配慮を払いつつも、助成法により助成金交付を受けた開墾事業を、もっぱら工事のみは帝国開墾株式会社に請け負わせることで、助成法提出時の狙いどおりに五十町歩以上というような比較的大規模の開墾を進め、確実な食糧増産を図ろうとしていたのである。それは、開墾助成法のこうむった政策的変質を開墾会社設立によって、何ほどか本来の政策的意図にひきもどそうとするものであった。確かに山本のあげた「三十万町歩」という数字が何処まで確実なものか判然とはしないけれども、今その数字をもとに考えれば二十万町歩の重複、即ち開墾助成法の事業計画二五万町歩中の二十万町歩は開墾会社の請負となる。これは過大であるとしても、開墾助成法の助成事業の多くが開墾会社の手によって大規模に行われるものと、政府が見ていたことは確実であった。

予算委員会は、政友会の多数の力で「予算追加案」を可決した。騙されたと知った野党は、衆議院本会議場において、帝国開墾会社への補助金を予算から削除すべく討論に立った。憲政会の町田忠治議員は、帝国開墾会社案を「一派一致して、国家問題として取扱った開墾助成法案を裏切るものとし」、「何等か二重の利益を得られる方法が、裏面に陰在して居りはせぬかと云ふ疑があります」と指摘し、「此両者の関係甚だ明瞭を欠くが故に、先ず本年は之「補助金支出」を見合わせ⁽⁵⁷⁾」るよう主張した。これに対し、政友会の井上角五郎議員は、政府原案を支持し、「町田さんだつ

て間違ふ」それを「深くは咎めない」と野党を揶揄しつつ、「開墾をする者」は開墾資金を投資しその投入資金に対して政府より六朱の利子補給を受け取る、開墾会社は工事実費と「相当の手数料」を得る、開墾会社の出資者は毎年「八朱の配当」を得る、誰も二重に利益を得ぬ、と説明して見せた。⁶⁵ 国民党もまた、鈴木梅四郎議員をして、開墾会社案は原内閣が集めた「富豪のみに特権を与へ」⁶⁵るものとして、予算からの削除を提案した。しかし結局、政友会の多数をもって同案は可決された。

こうして帝国開墾株式会社の補助案は、衆議院を通過した。しかし、「同案に対する貴族院の空気は極めて悪く」と伝えられ、原首相自身が貴族院各派の代表に面会を求め、貴院通過に向け「最後の努力を試み」⁶¹なければならなかった。しかし、貴族院の予算委員会は、帝国開墾株式会社補助は削除と決議する。子爵大河内正敏は、開墾を「日本内地に限られ」朝鮮等を除外したのは「産業政策を誤つて居る」、「八朱の利子の補償」は「温室的保護」でありかえつて「産業を萎靡させる」として、同案に反対した。江木千之、阪谷芳郎、和田彦次郎、伊沢多喜男らも、問題が多いこの案に対して、「審議いたしますのに日子がございませぬ」と削除を主張し、賛成多数で政府案を否決した。審議時間の不足は手つとり早く否決するためのいい口実であった。たとえ時間的余裕があったとしても、多数の委員が反対を唱える中では、同案の委員会通過は困難だった。結局、貴族院本会議も委員会決議に従い、会期末の衆議院も、貴族院の削除修正を承認するしかなかった。⁶⁴ 帝国開墾株式会社案は、削除し否決に終わった。⁶⁶

この結果、原の企図した食糧増産構想、即ち、財閥資本家の資金に依拠して開墾会社を設立し、これを開墾助成法による開墾事業の実質的な担い手とし、大規模開墾を押し進め確実な食糧増産を図るという構想は、挫折する。開墾助成法案は、比較的小規模の開墾を求める中小地主への補助金散布政策へと完全に変質することとなった。（尚、四一議会は、外米輸入関税「免除」の緊急勅令を承諾したものの、原内閣が不行使を言明しつつも存置を主張した「穀類収用令」は

貴族院で審議未了、穀類収用令は失効する。⁽⁶⁶⁾

ところで、志村源太郎は、成立した開墾助成法案を如何に評価していたであろうか。志村は、一九年四月、大日本米穀会第一二回大会（於松山市）の開会の挨拶において、開墾助成法に言及している。彼は、その中で、「帝国議会に於て所謂開墾助成法なるものが通過したのであります、是れなどは此の二千何百年来米作に従事し、農業に従事して居る所の日本に於て、尚ほ今後開墾しやうと云ふ事は余程困難なる話である」、「全く出来ないとはござりませぬが、中々経費が掛かり労力が掛かりまして困難なる事と存するのであります」といい、開墾助成法の効果について、全く否定的な見解を明らかにした。特に、「開墾の事業を計画する初めに当たつて、米価五十円の見当として開墾を始めましたならば、即ち此の開墾事業の出来上つた結果米が五十円に売れなければ算盤が取れない、斯う云ふ開墾事業を始めましたならば是れは如何でございませうか、国民の期待に背くであろうと私は思ふのであります」と述べ、高騰した米価の維持を前提とする開墾事業は、米価高騰への不安の解消を求める消費者、即ち「全体の国民」の期待に背くものだと指摘した。挨拶自体は、続いて、「水利灌漑若くは排水の途を内地に於けるが如くに講じ」た場合の「朝鮮米」増産の有望性への言及に至り、最後に、第一次大戦終結により「日本が他日段々欧羅巴各国と競争を始め」る際、「一國の食糧を出来得るだけ安くしてまして、以て社会全体の生産費を安くする方法を図る事が一國全体の隆盛を致す所以」である⁽⁶⁷⁾と説れることになる。この挨拶の後半の内容は、さしあたりここでは触れぬこととして、志村が、開墾助成法の政策的効果について否定的な見通しをもっていたことは明らかであった。

実際、開墾助成法の十年間の施行の結果は、後に田中義一政友会内閣によつて、「毎年予定は一万八千町歩づゝ開発すると云ふ予定であつたのでありますが、それが思ふやうに進捗しない」、「先づ平均七千町歩づゝしか開発が出来なかつたのであります」⁽⁶⁸⁾と、第五六議會（一九二八年二月召集）に報告されることになる。これは、当初計画の約四〇

％しか開墾が進捗しなかったことを示していた。その原因として、政府は、「農産物の価格の安いと云ふことは一つの原因」⁽⁶⁾と認め、とりわけ二六年以後の米価低迷が開墾事業の着手・進捗を阻んでいることを確認した。しかも、政府は、「開墾助成法の失敗の成績が各地に散在して居る」⁽⁷⁾として、助成法に基づき着手されながらも、開墾事業が失敗に終わった事例が各地に散在していることを認めねばならなかった。政友会内閣は、その「原因」を、同法制定時の「好景気時代の好況の熱に浮かされた」と云ふこと、また「其当時「開墾」技術が幼稚であった」⁽⁸⁾ことに求めた。推測するに、「好況の熱」の中には法制定当時の高米価の持続を当てる見込みが含まれていようし、後者は帝国開墾会社の成立があったならば幾分か解決できたかも知れなかった。いずれにせよ、開墾助成法によって着手されたものうち、開墾に成功した面積はさらに少なく、年平均四千五百町歩前後、当初計画の四分の一をやや超えるにすぎない。結局、田中内閣は開墾助成法を五六議会において改正しなければならなかった。志村の否定的見通しは、事実によって裏付けられた。

では、志村が期待をかけた朝鮮米の増産に対して、原内閣は如何なる対応をとったであろうか。原内閣は、開墾助成法を中心とした内地の食糧増産政策に加えて、朝鮮産米増殖計画を二〇年一二月実施に移している。増殖計画の最初の案は、既に、寺内朝鮮総督時代からの「武断政治」を引き継いだ長谷川好道朝鮮総督の下で、一九年一月に纏められていた。それが、もっぱら内地における開墾増産を志向していた原首相によって受け入れられるには、朝鮮「三・一独立運動」の衝撃が必要であつた。一九年の「三・一独立運動」を契機に、朝鮮総督府は、それまでの「武断政治」から植民地的経済開発を重視する「文化政治」へと、統治方針の転換をせまられた。この転換は、同時に、山県閣の寺内系陸軍軍人・官僚によって進められてきた朝鮮の「政治的独立領域」化政策およびそのための本国政府からの「財政的独立」政策を放棄させるものであつた。一九年八月、海軍軍人齊藤実が総督に就任し、齊藤を囲む総督府の高級

官僚には水野鍊太郎政務総監以下、多くはかつて原内相の下にあった内務官僚、政友会系知事が原敬によって送り込まれた。⁷⁴ こうした植民地統治における山県閥打破、政友会系人脈扶植の上に、原は、「一般会計から大変金を注込」⁷⁵もうとする。朝鮮における積極政策の展開がはじまる。その一環として、植民地支配の「社会的・経済的支柱」⁷⁶たる朝鮮人地主層の育成を目的とする朝鮮「産米増殖計画」が、総督府の主導の下で立案され、⁷⁷原内閣により実施に移された。

「産米増殖計画」の第一期計画⁷⁸は、一五カ年で、四二万七千五百町歩（内、灌漑改善二十二万五千町歩、地目変換十一万二千五百町歩、開墾开拓九万町歩）の土地改良事業を行うもので、土地改良のための工事費総額は一億六千八百万円とされていた。土地改良事業の主体は、従来からの「水利組合」に加えて個人でもよいとされ、改良工事費の内、灌漑の場合は二割、地目変更は二割五分、開墾は三割を政府が助成し、一五カ年に補助金三千八十五万円を支出するとされた。これにより、八九九万五千石の産米増収が見込まれ、うち四五八万三千石が新たに内地へ移出可能と見込まれた。さらに、朝鮮総督府は、事業遂行の中心機関として、特殊開墾会社の設立を計画していた。第一期計画では、この特殊会社が、土地改良予定面積の約六三％に当たる二七万町歩の工事を請け負うものとされ、計画の「一大眼目」として位置づけられていた。

原内閣は、四二議会（一九九二年二月召集）に、朝鮮総督府経費補充金一千万円、うち産米増殖計画にかかわる灌漑及開墾事業助成費七〇万円を含んで、予算案を提出する。予算の提出を受けた衆議院においては、いまだ米騒動後の高米価が続く中で、産米増殖計画自体に異を唱える者はなかった。しかし、事業助成費に含まれた、計画の「一大眼目」たる特殊会社、朝鮮農事改良株式会社への補助費二〇万円は、厳しい対立を引き起した。総督府の計画によれば、設立さるべき朝鮮農事改良株式会社は資本金二千万円、政府はその払込株式に八％の配当保証を与え（初年度払込資本金

対する配当保証額が二〇万円）、政府補助金を得て着工される灌漑・開墾工事を請け負うものとされた。⁽⁸⁷⁾これはまさしく、前議会における開墾助成法に帝國開墾株式会社の朝鮮版に他ならなかった。しかも、前議会の開墾会社案同様、民間では、「水利灌漑開墾事業会社」設立、すなわち朝鮮農事改良株式会社の設立が進行し、それが公表されていたのである。⁽⁸⁸⁾

政府委員は、特殊会社について、「水利組合其他は大分面倒な事がございますので、どうしても無知な朝鮮人又は無経験なる者の間に付きましたは、主となって中心となって働くやうに指導者が無ければ、其事業の進捗を図ることが出来ない⁽⁸⁹⁾」と、朝鮮人蔑視に基づき、朝鮮の特殊性に訴えることで、その設立を説明しようとしていた。しかし、憲政会や国民党の議員は納得しなかった。それは、公表された朝鮮開墾株式会社の発起人中唯一の日本人が、前議会において帝國開墾株式会社案に政友会を代表して賛成討論に立った、井上角五郎その人だったからであり、その井上角五郎とは、第一回総選挙以来連続当選の、政友会創立以来の政友会内党人派最有力議員だったからである。⁽⁹⁰⁾野党憲政会の韓国通、山道襄一は、衆議院予算委員会の分科会において、その会社が今まで「技師を派遣になつて御取調になつた」、また「朝鮮の水利開墾等に経験のある者を雇い込んだと云ふ話も承つて居りませぬ」として、会社自体が事業に無知で無経験であることを追及し、「厚い保護を此会社と与へる必要があると云ふことは、私には了解が出来ませぬ」と政府案を批判した。本会議においても、浜口雄幸は、「既に東洋拓殖会社あり又殖産銀行もある」と、新会社設立の無用を説き、その上で、「此農事改良株式会社の創立当時の事情に就て、甚だ好ましからざる風評を本員は耳に致す⁽⁹¹⁾」として、暗にこの農事改良会社が朝鮮總督府内の政友系官僚と政友会代議士の結託による政友会の利権会社であると示唆し、その補助金の削除を求めた。こうした憲政会の削除案には国民党も賛成したが、政友会の多数のもとに予算案は原案にそつて可決された。しかし、原内閣は、野党提出の普通選挙法案審議における「階級打破」なる語をとら

え、これを口実として議會を解散した。二〇年度予算は不成立におわたつた。朝鮮産米増殖計画にかかわる予算は、四三議會に持ち越された。

四二議會解散後の第一四回総選挙(二〇年五月)は、前四一議會で可決された小選挙区制に基づく選挙であり、与党政友会は圧倒的勝利(政友会二七八、憲政会一一〇、国民党二九、無所属四七)をおさめた。絶対的な多数を占めた四三議會(二〇年六月召集)に、政友会は、未成立に終わった二〇年度予算の新規計上分のほとんどを盛り込んだ予算追加案を提出した。産米増殖計画にかかわつては、農事改良株式会社補助費二〇万円を含む、灌漑及び開墾事業助成費六二万三〇七〇円が、そこには計上されていた。衆議院では、前議會同様、憲政会と国民党が、会社補助金二〇万円の削除案をふくんで予算修正案を提出する。しかし、選挙で敗北した両党の追及は、はなはだ生彩を欠くものであり、政友会は修正案を否決し、政府原案を可決した。⁽⁸⁵⁾

しかし、貴族院の予算委員会分科会においては、佐竹義準男爵、荒井賢太郎、坂本鈺之助らの議員によって、農事改良会社補助金二〇万円は追及されることになる。⁽⁸⁶⁾ 論点はもちろん、井上角五郎との関係である。坂本は、会社の発起人中の朝鮮人十数名は「朝鮮人の名にして居るから、朝鮮の為に宜いと云ふことを、人に感ぜしむる為に出したも
のと思ひますが」、「事實は」、「全く井上君ばかりである」と追及し、⁽⁸⁷⁾ 總督府から手厚い保護を受けるこの会社の実体がもつばら井上一人の手になるものではないかと追及した。總督府殖産局長西村保吉(元埼玉県知事)は、「井上氏等は」、「会社設立の計画あらん事を希望すると云ふ意味を上申した丈で」、「会社に関する発起人は未だ決定して居りませぬ」、「此会社が決まりますれば適當の内地人朝鮮人を指名いた」⁽⁸⁷⁾と、總督府が発足させる特殊会社と井上のそれとは、無関係と答弁していた。しかし、分科会は、福原俊丸男爵の削除案をうけて委員九名の全会一致で会社補助金を削除とし、残りの事業助成費四二万余のみを認めた。⁽⁸⁸⁾ この分科会決議を予算委員会も本會議もそのまま承認し、貴族院は

朝鮮農事改良株式会社案を否決した。結局、会期末の衆議院も貴族院の修正に同意せざるを得なかつた。⁽⁸⁹⁾

かくして、開墾助成法⁹¹帝国内開墾株式会社案の朝鮮版ともいふべき朝鮮農事改良株式会社案も、前者同様貴族院によつて葬り去られた。それは、黨員井上角五郎の関与によつて増幅された政友会の利権体質への、貴族院による不信の表明であつた。結局、開墾助成法同様、その中心的な推進母体である工事請負会社が未成立に終わつたまま開始された産米増殖計画は、結果においても前者同様に、二〇年から二五年までの六年間の事業着手率五九%、その竣工率六二%と、低い成果にとどまつた。⁽⁹⁰⁾産米増殖計画は、やがて、わが国の新たな財政・経済、米価・食糧事情の展開のなかで、改めて「更新計画」が策定・実施されねばならなかつた。いずれにせよ、原内閣の食糧増産政策は、内地、朝鮮ともども、その根幹をなす開墾請負会社の設立に失敗し、それを一因として、当初計画どおりの成果をあげることができなかつた。政友会のもつ財閥との癒着体質や利権体質に対して、貴族院が抱く不信、それが党派間対立により増幅される中で、それ自体としては一定の合理性をもつ食糧増産政策の貫徹を阻んだのである。

さて、話を急ぎすぎたので、もう一度、一九一九年の原内閣の「臨機応急の処分」に属する食糧政策が、いかなる結果をむかへたか、そこに、立ち戻る事としよう。前述のような、外米輸入条件を整備さえすれば、「商人の自然の算盤」によつて十分な量の外米輸入がおこなわれるようになるとする原内閣の政策は、少なくとも十九年半ばまでは、成功裏に推移する事ができた。商人の手による外米輸入が、前年一月から一九一九年五月までに約四百万石を数え、比較的順調に推移したからである。しかし、大豆生田によれば、外米産地は、不作や世界的な需要の拡大による米価高騰に直面していた。既に一八年一月からの英国のラングーン米に対する断続的な禁輸措置により、一八年末以降日本の輸入は途絶しており、次いで一九一九年二月からのフランスのサイゴン米に対する厳しい輸出制限⁹²輸出許可制は一九

年七月全面禁輸措置となり、その結果タイ市場に需要が集中、タイの米価も高騰し、タイ政府もまた一九九年七月より、輸出制限の措置をとるに至った。⁹² そこに至る間も、「四五月頃から外国に於ける米が大変高い」状況となっており、原敬自身が認めたように、「商人の手に依つて輸入は困難になり」、「政府は手を下して輸入を凶⁹³らざるを得ない事態となったのである。

しかも、その間、国内米価は、五月再び一石四〇円を超え、八月には五〇円台へと高騰する。結局、一九年半ばには、原内閣当初の政策は完全に行き詰まりを見せた。従来の政策は転換されねばならなかった。政府は五月、商人による七〇万石の外米買い付けを企図する。⁹⁴ その際、内外価格差の縮小さらには逆転という事態が生じていたため、⁹⁵ 政府は、岩井商店や三井物産に対し、国内時価で販売してもなお損失が出た場合の損失補填を保証した上で、外米買い付けを依頼しなければならなかった。⁹⁶ 閣議は、六月一〇日その損失補填のために一千万円の支出を決定し、早くも同月二四日には、それを五千万円へと増額する必要に迫られる。⁹⁷ 原内閣は、そうした条件で、七月以降三井物産、鈴木商店、岩井商店を通じて、約百十八万石の外米買い付けをおこなわせ、さらに、陸軍買い付けの中国米約四四万石の国内搬入を急がせた。政府は、それらの米を、競争入札による売却、大都市での政府の直接売り渡し、あるいは輸入商自身の手によって売り捌かせた。その他にも、政府は、鉄道運賃の値下げを行い、三省（内務、農商務、大蔵）聯合の通牒を発し「混食代用食の普及」による節米を呼びかけるなど、何とか米価高騰を鎮静化させようと努力した。⁹⁸

こうした政府の対策、とりわけ外米輸入策は、米価の引き下げを実現できなかったものの、米の回りを維持させ、米価高騰の鈍化をもたらし、「端境期の危機回避に一定の機能を果たした」。⁹⁹ しかし、そのための財政的負担は莫大なものにはぼった。外米産地に於ける禁輸措置により、輸入可能な外米の価格は、七月、百円を超え内地価格の三倍に達していたからである。¹⁰⁰ そのため損失への補給金を中心に、中国米四四万石を含む政府関与の輸入外米総計一六二万

石中、「百十四万石余」の売却によって確定した政府の損失額は「三千五百六十万円余」と、後に報告された。しかも、なお「三十五万六千石」⁽¹⁰⁾余りの米が未売却で保管されており、この部分の損失が確定すれば、損失はさらに膨大なものとなるはずであった。⁽¹¹⁾これは、寺内内閣が三三〇万石の外米買い付けとその廉売を行わせた際の損失、二千二百万円⁽¹²⁾に比べて、はるかに大きな損失であった。この点、四二議會（十九年十二月召集）に於いて、憲政会の下岡忠治は、政府当局者の苦心により「漸つと需要だけの物を充すことが出来たと云ふことに就ては、それは政府に対して謝しませうけれども」と、端境期に於ける政府の外米輸入策に一定の評価を与えた上で、政府介入の「時期を誤たが為に、非常なる欠損を生ずると云ふことに至つたのは、確かに政府の大責任である」と、原内閣を攻撃した。確かに、下岡は前年の四一議會当初から政府の直接介入による外米輸入を主張していたが、相次ぐ外米産地市場の禁輸措置とこれによる外米価格の暴騰を、事前に予見していたわけではなかった。山本農商務相は、一九年前半の順調な外米輸入の達成を示しつつ、相次ぐ外米産地の禁輸措置によって「米が元地に於て百三十円とか、四〇円とか云ふ高いものになるであらうと云ふことは、恐らく之を判断した人は私は無かつたらうと思ひます」と、自己を弁護した。結局、原内閣の政策の当否は、一に、外米産地市場の動向をどれほど正確に予見しえたかにかかつており、この点に於いて原内閣に「失政」があつたかどうかは、ただちには明らかにし得ないことであつた。⁽¹³⁾

ところで、米価が五〇円を突破したままじりじりと高騰し続けるなか、平田東助は、六月原を訪ねている。平田は、「農民が米の売惜をなすは不可なり」とし、地方産業組合へ「特に人を派」遣したい、ついでには「多少の費用を要すべきに因り、農相に話してくれよ」と要請し、原はそれに承諾を与えた。⁽¹⁴⁾政府は、八月産業組合に対して、三万五千円の下付金を与え「臨時事業」を展開させる。補助金下付に際して、内務省は、直戴に「産業組合員に対し貯金、公債応募等を奨励」し、「販売組合に対し米の売出を勧誘すること」等を産業組合に命じた。⁽¹⁵⁾産業組合をインフレ対策や

米価高騰対策に利用しようというのである。補助金を得た産業組合中央会は、講師等を派遣し全国三五道府県一八四の都市に於いて、講演会を開催せしめ、延べ二万五千人以上を動員し（二会場平均約百四十名）、⁽¹⁰⁾「勤儉貯蓄の風を奨励し、且つ共存共栄の精神を鼓吹」すべく活動した。既に内務省が推進していた「民力涵養運動」の産業組合版ともいえるこの「臨時事業」の直接的な目的は、「就中、最も分り易く地方に向かつて説明して頂きたいと存じまするのは、米穀の売出と云ふことであります」という、支会役員協議会における志村の挨拶に明らかである。産業組合の精神とされる「社会共存共栄の精神」に訴えつつ、組合員農家に米の売出を行わせ、米価鎮静化に協力しようというのである。しかし、他方では、戦後ブームの中、来るべき反動恐慌に備え、出資金増額・貯金奨励・組合員増加をはかり末端産業組合の強化を呼びかけるものでもあった。⁽¹¹⁾前者の点では、農業倉庫の普及が未だ不十分で販売事業の未熟なこの時期の産業組合には、米価を左右し得るほどの米穀の掌握力はなく、おそらく「臨時事業」は、単なる呼びかけにとどまったであろう。とはいえ、この時期、米価高騰の中にあつても、なお「市価の平準を維持し相当の価格を以て供給を豊富ならし」⁽¹²⁾めよと主張した帝国農会に対して、農民利害に反してまでも米の売出を奨励した産業組合の活動は著しい対照をなしていた。「臨時事業」は、「他の国民同胞の利害を困却すると云ふ事は」⁽¹³⁾できないというある種の理想主義を掲げ、他方米の売出し奨励という政府や行政の関心にそつた協力を行いつつ、政府の援助を引き出し、それを自己の組織強化につなげようとするものであつた。そこには、当時の産業組合運動一般がもつた、一つの典型的な活動スタイルが示されていた。

結局、原内閣の、政府損失補填による外米輸入を中心とした、米価鎮静策にもかかわらず、十九年端境期には五〇円台への米価高騰を押し止めることは出来なかつた。しかし、原内閣にとつて幸いなことに、前年のような米騒動は再発しなかつた。それは、米騒動後、地方都市、農村をまきこんで大戦ブームが全国化し、より深く商品経済が地

方・農村に浸透するとともに、農村からの労働力追加供給の限界も顕在化し、既に労働争議により賃上げを獲得していた工場労働者に加えて、女工あるいは日雇人夫など都市雑業層の賃金上昇も実現され、生活費の上昇に見合った全般的・全国的な賃金上昇が、一九年には、ともかくも生じたからである。¹⁵⁾確かに、このことは、米騒動の再発を防いだ。しかし、戦時・戦後ブームの中で、ひとたび高騰した物価水準および賃金水準は、二〇年反動恐慌を経ても、なお大きく低下することはなく維持されていくこととなった。二〇年代のたびかさなる恐慌の発生と国際収支の慢性的赤字基調の中で、この物価・賃金水準の高騰は、財政経済政策および農政上の論争をめぐる一論点を構成することになる。

論争の第一段は、二〇年反動恐慌、次項で検討する一時的米価下落・米穀法制定をはさんで、二一年の後半から二二年、二三年の関東大震災前にかけて台頭した物価問題、すなわち、二〇年「財界反動後の整理不徹底——わが物価の国際的割高——貿易の入超——財界沈滞に対する克服対策」¹⁶⁾をめぐるものであり、農政史研究の上では井上晴丸が「いわゆる『財界整理地均し』」として、その「立脚点」¹⁷⁾を問うたものだった。

二二年一月日銀副総裁木村清四郎は、「戦後財界の後始末は如何」と問うて、以下のように述べる。「外国貿易の状態は、第一次大戦の「休戦と共に一変し、輸出は不振に陥つたに反し輸入は容易に減少せず、大正九「一九二〇」年には四億八千万円、昨年度に於ては四億三千万円の輸入超過を示して居る」、「殊に本邦の物価は、最高値から見れば相当下がつては居るけれども、その程度は英米に比して及ばずのみならず、就中国民生活に必要な物価の価格は容易に下がらず」、「物価が高い為に貿易は輸出不振に陥り輸入は容易に熾まないならば、輸入超過を決済するが為に多年の努力の結晶である正貨を順次に手放すの外ない」、「輸入資金の調達に依つて金融市場が漸次緊縮すると云ふことになるならば我財界は其れ丈の重みを生ずる訳で、茲に眞の不景氣時代の序幕に入つて居る様に思はれるのである」と、慢性不況時代の到来を警告した。続けて、木村は、「浪費を避け、消費節約を専一とし、一日も速に事業の整理を

図り、労使協調の実を挙げ、生産能率増進を努むることは焦眉の急務」と、財界人の課題を示し、その覚悟をもとめた。こうした主張は、憲政会の浜口雄幸によって、直ちに帝國議會壇上に持ち込まれる。四五議會(二十一年二月召集)において、浜口は、「世界で一番高い物価を以て海外の市場に於て、外国の商品と勝敗を争つて居る以上、其の劣敗に帰しますことは、固より当然の運命」と指摘し、二十一年十一月の調べに依りますれば、甚だ多く、尚ほ戦争前に対しまして、「日本は」一二割五分の騰貴に當つて居り、「英国の物価の騰貴率は七割四分、米国の騰貴率が三割一分に過ぎないのに比較致しますれば、実に霄壤の差」との比較をあげた。続けて、このままでは「貿易の逆調は将来も尚ほ、継続」し、「其の結果我国が戦時中に、折角行ひ得ました所の財力と云ふものは、之が為に消耗せられ、わが商品は海外の市場から駆逐せられ、内地の産業は衰頽に赴き、失業者は続出致しまして、国力は茲に疲弊を極むるに至るのであります」と、原遭難後の内閣を引き継いだ高橋首相に迫り、「思切つて財政の整理を断行せ」よと、緊縮財政政策への転換を主張した。

財界人の消費節約・事業整理の覚悟は、政治に持ち込まれて、緊縮財政か積極財政かという財政政策をめぐる論争に転化した。高橋首相は、緊縮を主張する浜口に対して、「政府の財政の緊縮を図ることが、直接物価の下落を来すと云ふ主なる働きにはならない」として、その要求を突き放した。また後に、政友会の財政通三土忠造は、正しくも、物価指数対照表をもつてする物価水準の比較は、「実際の比較を示すものではない」と反論した。しかし、財界を中心とする物価割高是正の主張は、財閥金融資本と大工業の階級的結集を実現した日本経済連盟会の二十二年八月創立大会における財政緊縮決議から、二十三年六月同会の「物価調節に関する建議書」に至るまで、一貫して止むことはなかった。

こうした中であつて、本稿が対象とする志村源太郎も、二十二年五月「経済界の情勢と国民の覚悟」と題し、講演を

おこなっている。志村が説くのも、「戦後の整理」の必要である。もちろん、志村にあつても、それは、「輸入超過」の原因である「日本の物価が高い」ことの是正であり、そのための「生産費」「引下」げという、「我国固有の原因から起る整理」である。しかし、志村は、それに加えて、「世界の大勢から起ります所の整理」に言及する。欧州では、戦後、「仕方なく戦争に出た」労働者が「政治上に於ても経済上に於ても全て対等な分前をよこすが当然である」という、「労働問題」の発生を受けて、「私有財産制度」に「相当の制限を加へる」よう、「世界の各国は従来の仕組を段々整理仕直しをして居る」と、志村は指摘する。その上で、こうした「大小内外二つの時勢に適應する整理」のためには、「生産費の節約にしましても」「唯労働者の労銀を安くして仕舞ふと云ふ考えでは」「労働共同の精神に悖る」として生産「能率を挙げることを考えねばならぬ」と主張する。

こうした、賃下げを回避する物価引き下げと労使協調的観点には、農村・農業にも適用され、以下のように論じられることになる。志村は、「近頃頻りに起る地主小作問題」について、その原因を説明して次のようにいう。「大戦の結果」、「田舎からして農民が其の工場地に集りましてさうして高い賃金を得ます結果、其の工場から得る所の賃金と小作よりして得る所の報酬との釣合上起つたのが小作問題と思ふのであります、農業の報酬と工業の報酬と比べて見ると農業の報酬が甚だ劣つて居る、是がどうも不公平なことであると云ふ考が此の大原因を為して居るのであります、素より是は不公平であります」。志村は、争議発生の原因からみて、小作農民の要求を是認しつつ、「地主階級に於て小作人に対し其の地位を理解して相当な待遇を与へ相當な理解を持つたならば差向の地主小作の問題は差程心配せずして宜からうと」いい、さしあたり地主の讓歩による当面の協調を説いた。

志村は、当面する地主小作間の収穫をめぐる「分配の問題」よりも、むしろ、「地主小作の土地の分配は頗る注意を要する」という。それは、「高い土地を持つて高い米を食つて日本の品物を生産して外国に売つて日本の富を造らうと

云ふ、是は日本の国を樹てます上に余程攻究問題と思ひます」という関心が存在しているからである。志村は、「日本の土地の値段を今日の農業家の或る人の考える如き、幾らでも宜いから米の値段を上げて日本の農業を維持しやうという事は是は余程考物であります、農業は一時それで進む形でありませうがそれに依て造りました工業又それを動かす商業は如何計り不利益な立場に立ちませうか、其の点を考へて見ますと其の結果が農業に及んで永遠に農業が利益を受けるか受けぬか頗る疑問になつて来やうと思ひます」という。物価割高是正のためには、志村にあつても、米価の引き下げは必要と感ぜられており、米価引き下げのためには、生産費を構成する土地価格の引き下げも必要な問題であつた。そして、そのことはまた、地主小作間の土地分配問題にかかわるというのである。

したがつて、志村は、農工並進的日本経済の発展を展望するための解決策として、地主制の解消を提起し、以下のようにいう。「日本の農業は成るべく多く自作農に根柢を持つことが適當で無いかと思ひます、即ち自己の所有地を自ら耕すだけの土地を持つ農民を日本の農業者の大部分であらしめたいといふことであります」、「何故ならば今日の如く地主小作が同じ收穫を二人で分配するより一人で収益を収める農家がありましたら是は経済上の変動に対して對抗する力を余計持つと思ひます、然らば米価も左様に高く要求せぬでも宜からうと思ひます、是は何の点から考へても自作農は日本に於て奨励すべき事柄と思ひます」と。しかも、志村は、米価引き下げの動因を、「水利を付けましたならば内地同様の收穫を挙げるには長い時日を要せぬ」朝鮮米に求め、「朝鮮米が沢山に來ましたならば米価は影響なしには終らぬと思ひます」と、それがもつ内地農業への影響を警告したのである。

以上のように、「財界の整理地均し」をめぐる議論の中で、志村は、物価割高是正という論点に加えて、労資協調を論じた。それは、志村によつて、農業・農村に於ける、物価割高是正のための米価引き下げ、そのための朝鮮米増産Ⅱ移入、そして移入による米価引き下げに耐え得る農家経営の強化の問題として捉え直された。しかも、協調主義的

観点は、おりから増加しつつある小作争議問題、即ち地主小作問題の解決を、その問題に重ねて論じさせることになった。ここに、志村は、米価問題と小作問題の両者に発する問題の解決策として、いわば高米価＝高地価に立脚する地主制の「整理」、低米価に耐える自作農の創設維持を提起したのである。志村の農政に対する基本姿勢は、ここに明示された。

- (1) 井上準之助『戦後に於ける我國の経済及金融』一九二五年 一〇頁。尚、「」内は引用者の挿入。以下同様。
- (2) 十月十一日東京商業会議所における原の演説、小林雄吾『立憲政友会史 第四卷』一九二六年（山本四郎校訂復刻版一九九〇年より引用） 五〇三頁。
- (3) 原内閣の成立とその諸政策については、多数の研究があるが、さしあたり李武嘉也「原内閣の登場」（井上光貞ほか編『日本歴史大系5』一九八九年の第一編第二章第一節）を参照。李武は簡潔に論点を提示している。
- (4) 寺内内閣の米価政策については、前掲川東『戦前日本の米価政策史研究』六八―七二頁、前掲大豆生田「第一次大戦期の食糧問題と食糧政策」六八・六九頁を参照した。
- (5) 『原敬日記』一九一八年八月一日。
- (6) 大阪商業会議所「米の調節に関する意見開申書」及び同付属「理由書」井上武久編『大阪商工会議所百年史 本編』一九七九年 三四七頁。
- (7) 前掲『立憲政友会史 第四卷』（山本四郎校訂復刻版） 五〇三頁。
- (8) 臨時国民経済調査会第二回総会に於ける原首相挨拶、山本義彦編『第一次大戦後経済・社会政策資料集 第一卷』一九八七年 八頁。
- (9) 「米価政策山本農相の談」『東京朝日新聞』一九一八年一月九日付。
- (10) 一九一九年一月二日衆議院での山本農商務相答弁『帝国議会衆議院議事速記録35』第四一回議会大正七年 二〇頁。尚、後述するように、山本自身はこの答弁の段階では、自己の語る政策の不十分さを自覚し、政策の転換の必要性を原首相に向けて主張していた。しかし、議会の答弁については、原の「注意」（『原敬日記』一九一九年一月一〇日）もあり、内閣発足当初の政策的姿勢を貫いたと考えられる。

- (11) 九月二四日提出「具申書」前掲『大日本米穀会史』 七九頁。
- (12) 道府県農会長協議会(十月九日—十日)は、「農業労働者欠乏に処する方法及食糧農産物の増殖を図る方法に関する件」において、①穀物取用令の撤廃、②外米管理令及暴利取締令の適用は慎重に農民の利害を阻害せぬこと、③関税撤廃は軽々に企てること断じて不可、④農務省の独立を総理および農相に要望することを決定している。前掲『帝國農会史稿 資料編』 九七八・九七九頁。
- (13) 社説「収米令適用打切発表」『大阪朝日新聞』一九一八年一〇月四日付。
- (14) 十一月一日勅令第三百七十四号は、外米輸入関税「免除」の期間を同一日より翌年十月三十一日までとした。
- (15) 農商務省は、取引所の申請案に比べて、内地米に対する台湾米・外米の格付を二円から二円五〇銭「短縮」した。即ち、品質の基準となる内地産「中米」よりも品質が劣る(異なる)外米や台湾米を買い手に引き渡す場合、支払われるべき差額の幅を小さくしたのである。つまり、農商務省は、取引所の評価よりも外米・台湾米の価格が内地米に対して割高になるよう価格を設定し、外米等が定期市場の決済により多く使用されるよう画策したのである。「外米格付認可格差短縮」『東京朝日新聞』一九一九年一月二四日付。
- (16) 『原敬日記』一九一八年二月六日、および同書一九一九年一月一〇日。ベトナム・サイゴン米の解禁に付いては『大阪朝日新聞』二月二日付も参照。しかし、一九九年二月には、より厳しい輸出許可制が再導入される。この点については、前掲大豆生田「第一次大戦期の食糧問題と食糧政策」六三頁を参照。
- (17) 農商務省臨時米穀管理部外米課の調査によれば、供給増(内地産米・朝鮮米)一六八万石、供給減四〇〇万石(在米減・新米食込増・人口増)、差引約二三〇万石の減、これを一八年度の外米輸入実績二八〇万石に上乘せして、一九年度には外米約六一〇万石の輸入が必要とされた。しかし、英国等の禁輸措置により適切な価格で買い付け可能な数量は三九〇万石に限られると見積もられ、従って、差引二二〇万石の米が新たに不足するとされたのである。こうした農林官僚の需給見通しについては、前掲大豆生田「第一次大戦期の食糧問題と食糧政策」七〇頁を参照した。尚、同論文には、明らかに誤植と思われる数字があり、注意を要する。
- (18) 『原敬日記』一九一八年二月二五日。これ以外にも、同日記には一八年二月三日、一九九年一月七日および一〇日に、見解対立の記述が現れる。また、前掲『山本達雄』三九四—三九八頁も参照。
- (19) 『原敬日記』一九一八年二月二五日。
- (20) 同書一九一九年一月七日。

- (21) 同書一九一八年二月二八日。
- (22) 同書一九一九年一月一日。
- (23) 同書一九一九年二月六日。
- (24) 原、高橋と山本との微妙な対立関係、そこから生じる政策への対応の違いについては、原・高橋の強権主義および外米積極輸入論対山本の消極主義という構図を提出する金原左門『大正期の政党と国民』一九七三年二章四節があり、また、内閣全体が農林官僚の悲観的な需給見通しを共有し原首相以下外米輸入の積極的継続を力説したとする前掲大豆生田『第一次大戦期の食糧問題と食糧政策』六九—七二頁がある。本稿は、本文の叙述の如く、それらとは見解を異にしている。とはいえ、本稿の記述は、わずか数カ月の政策的対応をめぐる異同の検証にすぎず、煩些な政局の一齣に対するこだわりにすぎない。
- (25) 前掲大豆生田『第一次大戦期の食糧問題と食糧政策』七一頁。
- (26) 『原敬日記』一九一九年三月一〇日。
- (27) 二月六日以後五月半ばまで、『原敬日記』からは、外米輸入問題の叙述が消える。
- (28) 前掲河合『朝鮮における産米増殖計画』六一—七四頁、前掲川東『戦前日本の米価政策史研究』八八—一四〇頁。
- (29) 前掲『第一次大戦後経済・社会政策資料集 第一巻』一一〇頁。
- (30) 原の内地における増産重視という立場については、さしあたり結論的には、前掲河合『朝鮮における産米増殖計画』七二頁を参照。また、原と農林官僚との政策志向の違いについては、前掲川東『戦前日本の米価政策史研究』八五頁を参照。
- (31) 法案については、『帝国議会衆議院議事速記録』35『第四一回議会大正七年 九八・九九頁。尚、二五万町歩中の五万町歩は「道路水路その他無用に属しまする土地」で、純粹の田畑耕地の拡大は二〇万町歩である（『帝国議会衆議院委員会議録』19『第四一回議会「一」大正七・八年 二八一頁。また、開墾二〇万町歩からの増産は、米「百七十八万石」、雑穀「百四十五万石」と見込まれ（『帝国議会貴族院委員会議事速記録』10『第四一回議会「二」大正八年 一五六頁）、一応本文では三百二十万石という数字を挙げた。
- (32) 『原敬日記』一九一九年一月八日。
- (33) 同書一九一九年二月二八日。
- (34) 『東京朝日新聞』一九一九年三月七日付。および『原敬日記』一九一九年三月六日。

- (35) 一月一四日閣議にて、山本提案の農商務省案に対して、原は、立法を控え「議会には予算外契約の形式にて提出する」よう「注意」している。『原敬日記』一九一九年一月一四日。
- (36) 「貴族院開墾助成法案特別委員会」における山本農務相の答弁、『帝國議會貴族院委員會議事速記録 10』第四二回議會「二大正八年 一六一・一六二頁。
- (37) 『東京朝日新聞』一九一九年二月八日付。
- (38) 『帝國議會衆議院委員會議録 21』第四一回議會「三」大正八年 四八頁。
- (39) 同書 同頁。
- (40) 同書 五〇頁。尚、町田のいう「スモールホルディングアクト」が具体的にどの法律を指すものと特定し難いが、英国においては、世紀末大不況後の農村の衰退に対して、ファミリー・ファームの移植を進めるべく二〇世紀初頭から立法が開始された。The Small Holding and Allotment Act 1908 は、地方公共団体に一定の土地の強制収用権を認め、小農の創定を促進しようとして、同様の法律は以下、The Small Holding Act 1910、The Small Holding Colonies Act 1916、The Land Settlement Act 1919、に展開した。特に、第一次対戦期になると戦争終結後を見越し復員兵士の移住に資する自作農創設が企図されていた。この点については、農林省農務局編纂『諸外国ニ於ケル自作農地ニ関スル法律』一九三三年を参照。
- (41) 前掲『帝國議會衆議院委員會議録 21』 四九頁。
- (42) 同書 五一頁。
- (43) 同成会との関係については、伊沢多喜男伝記編纂委員会編『伊沢多喜男』一九五二年 二二七・二二八頁を参照。
- (44) 『帝國議會貴族院委員會議事速記録 10』第四一議會「二」大正八年 一五九および一六〇頁。
- (45) 例えば、衆議院予算委員会委員長の本会議報告でも「法案の实体に、法律上何等関係ある訳ではない」と政府の立場は承認されており、『帝國議會衆議院議事速記録 35』一五七頁、貴院委員会での政府委員道家農務局長の答弁（前掲『帝國議會貴族院委員會議事速記録 10』一六七頁）、貴院本会議での高橋蔵相の答弁（『帝國議會貴族院議事速記録 35』三三三・三三三頁）もあげられる。
- (46) 前掲『帝國議會貴族院議事速記録 35』 三三二頁。
- (47) 同書 三二五頁、三六五頁、三六七頁。尚、前掲『伊沢多喜男』二一九—二二一頁。
- (48) 四一議會当時の同成会所属議員数は不明であるが、四三議會に於いては三〇名である。しかし、加藤高明、若槻礼次郎など憲政

会の議員の中には、会派に所属しないものや他の会派に所属するものも多い(衆議院参議院編『議會制度七十年史 政党内派編』一九一一年四—九頁)。従つて、同成会のみをもつて伊沢系とするのには問題もあるが、ここではさしあたり暫定的にそう見なすことにしたい。

(49) 『東京朝日新聞』一九一九年三月八日付。

(50) 前掲『帝國議會貴族院委員會議事速記録10』 一七二頁。

(51) 同書 一七三頁。

(52) 原や山本は、原自身の指示によつて会社設立が裏面で進行していたことを伏せた上で、開墾助成法案が衆議院で五町歩以上との修正をうけたので、当初予定の五十町歩以上の大開墾を進めるべく、既に東北振興会や国産奨励会から提起されかつ民間で話の進んでいた開墾会社設立に援助を与えることとしたと、帝國開墾会社への補助金支出案提出の経緯を説明していた、『帝國議會衆議院委員會議録19』第四一回議會会「二一」大正七・八年 二二七—二三一頁を参照。

(53) 同書 二六四頁。

(54) 河合和男は、開墾助成法などによる米の増産でも、なお内地のみでは供給不足であり、その不足を補うために開墾会社設立による大規模開墾を、原は行おうとしたと推定している(前掲『朝鮮における産米増殖計画』五九頁)。川東も、内地自給をめざす原敬は、「開墾助成法」を提出しながらも、「それだけでは不十分だとし」開墾会社設立をめざしたとしている(前掲『戦前日本の米価政策史研究』八六頁)。問題は、原が何故開墾助成法だけでは不十分だと考えたからである。同法による二五万町歩の開墾では単純に量的に不十分だと考えたのか、開墾会社という大規模開墾工事の担当者なくしては助成法の目標とする二五万町歩すら開墾困難と考えたのか、どちらであるうか。帝國議會の審議過程からみる限り、本稿は、後述の如く後者が妥当であると考ええる。

(55) 前掲『帝國議會衆議院委員會議録19』 二八二・二八三頁。

(56) 同書 二八三頁。

(57) 前掲『帝國議會衆議院議事速記録35』 四五二頁。

(58) 同書 四五二・四五三頁。

(59) 同書 四五八頁。

(60) 『東京朝日新聞』一九一九年三月二日付。

- (61) 同紙 三月二五日付。
- (62) 『帝國議會貴族院委員會議事速記録 9』第四一回議會〔二〕大正八年 一九六・一九七頁
- (63) 和田議員の發言、同書 一九七頁。
- (64) 前掲『帝國議會衆議院議事速記録 35』 五三九・五四〇頁。
- (65) 尚、原は、おそらく自ら言いつ出した手前もあり、渋沢栄一などに依つて純粹の民間会社として開墾会社設立をめざす。その後、一九二〇年一月、中央開墾株式会社が設立された。しかし、当初八朱の配当保証なくしては資本を集め得ないと判断された事業が、純粹な民間事業として成立して行けたかどうか、疑問である。会社設立については、前掲川東『戦前日本の米価政策史研究』八七―八八頁を参照。
- (66) 大正七年勅令三百七十三号への貴族院の承諾については、前掲『帝國議會貴族院議事速記録 35』 四一一・四一二頁。穀類収用令については、三月二一日の貴族院特別委員會審議を最後に審議未了、前掲『帝國議會貴族院委員會議事速記録 10』 五五五頁。
- (67) 以上志村の挨拶については、『大日本米穀會會報』第九九号一九一九年五月 五一―一〇頁。
- (68) 政府提出開墾助成法中改正法律案審議における、東武農林政務次官の答弁、『帝國議會衆議院委員會議録 昭和編 11』第五六回議會昭和三年（東京大学出版会復刻版） 二七五頁。
- (69) 『帝國議會貴族院委員會議事速記録 昭和編 11』第五六回議會昭和三年（東京大学出版会復刻版） 三二六頁。
- (70) 前掲『帝國議會衆議院委員會議録 昭和編 11』 二八八頁。
- (71) 大豆生田稔「一九三〇年代における食糧政策の展開」『城西経済学会誌』第二〇巻二号一九八五年、四四頁第一表一九二〇から二八年の数字によつて算出。
- (72) 前掲河合『朝鮮における産米増殖計画』 二八一―三二頁。また前掲『第一次大戦後経済・社会政策資料集 第一巻』一五五・一五六頁の小原委員の發言も参照。
- (73) 森山茂徳「日本の朝鮮統治政策（一九二〇―一九四五年）の政治史的研究」『法政理論』二三巻三・四号一九九一年 七五頁。
- (74) 同前 八一頁。財団法人齊藤子爵記念會編『子爵齊藤実伝 第二巻』一九三一年 三六四―三六九頁。
- (75) 前掲『帝國議會衆議院委員會議録 23』 二二六頁。尚、この發言は、「植民地の経済」「財政」独立などと云ふことは、途方もない話である、「是は愚論である」という原首相の答弁に続くものである。

- (76) 前掲河合「朝鮮における産米増殖計画」 四六頁。
- (77) 同書 八九頁。
- (78) 「産米増殖計画」およびその「第一次計画」については、同書一〇二—一〇六頁による。
- (79) 会社に関する内用については、『帝國議會貴族院委員會議事速記録12』第四三回議會大正九年三二六、三二九、三三一・三三二頁における西村保吉朝鮮總督府殖産局長の答弁を参照。
- (80) 『大阪朝日新聞』一九一九年六月二六日付。山藤吉雄「井上角五郎先生伝」一九四三年（大空社一九八八年復刻版） 三五九—三六一頁。
- (81) 前掲『帝國議會衆議院委員會議録23』 三五—頁。
- (82) 井上角五郎の経歴については、前掲山藤「井上角五郎先生伝」を参照。
- (83) 前掲『帝國議會衆議院委員會議録23』 三五一頁。
- (84) 前掲『帝國議會衆議院議事速記録36』 一七六頁。
- (85) 『帝國議會衆議院委員會議録25』第四三回議會「一」大正九年 五二・五三頁。『帝國議會衆議院議事速記録37』第四三回議會大正九年 二二二—二三四、二四五—二四六頁。
- (86) 前掲『帝國議會貴族院委員會議事速記録12』 三二—三二五頁を参照。
- (87) 同書 三二四頁。
- (88) 同書 三四二・三四三頁。
- (89) 『帝國議會貴族院議事速記録37』第四三回議會大正九年 四七三、四七七、四九一頁。前掲『帝國議會衆議院議事速記録37』 四六五・四六六頁。
- (90) 前掲河合「朝鮮における産米増殖計画」 一〇六頁。
- (91) 前年一月から一九年六月までの外米輸入量については、予算委員会での山本農商務相答弁、『帝國議會衆議院委員會議録23』第四二回議會「一」大正八・九年—一四頁。および前掲大豆生田「第一次大戦期の食糧問題と食糧政策」一五九頁図一を参照。
- (92) 前掲大豆生田「第一次大戦期の食糧問題と食糧政策」 六三一—六五頁。
- (93) 前掲『帝國議會衆議院委員會議録23』 九五頁。

- (94) 『原敬日記』一九一九年五月一六日。
- (95) 例えば、『大阪朝日新聞』一九一九年六月二七日付けによれば、以下のような数字がある。また、後掲註(100)も参照されたい。
 六月二四日神戸における相場 六月一九日香港 同日バンコック
 西貢米一等 三五円七五銭 五二円五二銭
 暹羅米一等 三二円五〇銭 六七円五〇銭 六三円三七銭
- (96) 『原敬日記』一九一九年六月六日。
- (97) 同書六月一〇日、および六月二四日。
- (98) 以上の原内閣の施策に就いては、太田嘉作『明治大正昭和米價政策史』一九三八年(国書刊行会復刻版一九七七年) 三〇六—三二〇頁。また三省聯合通牒に就いては、『大阪朝日新聞』一九一九年七月二四日付。
- (99) 前掲大豆生田「第一次大戦期の食糧問題と食糧政策」七二頁。
- (100) 憲政会下岡忠治議員(元山県閩農林官僚)によれば、「柴棍ヤブコに於ける相場」は、四月一石三二円、五月三三円、六月三九円、七月最高一・二〇円、八月一・三〇円、九月一・二〇円、一〇月下がって四〇から五〇円とされている。前掲『帝国議会衆議院委員會議録23』一一六頁。
- (101) 第四三回議會予算委員會第五分科会における岡本政府委員の答弁、前掲『帝国議会衆議院委員會議録25』一九〇・一九一頁。
- (102) その後買付け分も含めて四九万石が、米穀法制定後の二一年五月、食糧局に保管転換を受けた。その際の価額は六五〇万四千円とされた。前掲太田嘉作『明治大正昭和米價政策史』五九五頁。
- (103) 前掲『帝国議会衆議院議事速記録35』第四一回議會大正七年 二〇頁。
- (104) 前掲『帝国議会衆議院委員會議録23』一一六頁。
- (105) 同書 一一五頁。
- (106) 前掲川東『戦前日本の米価政策史研究』八二頁は、「原内閣の応急的米価政策は自由放任、無策である」と断じている。しかし、原内閣の所謂「自由放任」と呼ばれた政策体系が、米価引き下げに失敗したことから直ちに無策であると断定することには躊躇を覚える。一つには、寺内内閣の強権的政策が流通に混乱を与え、かえって食糧供給に失敗したという事実からである。第二には、海外からの超過需要に支えられた戦時・戦後ブームとそれに伴うインフレの進行という条件の下では、「米の低下——値の安くな

ると云ふことは、希望に堪へぬことでありますけれども、他の物価を顧みずして、米のみやると云ふことは危険なる政策であります」(前掲『帝國議會衆議院委員會議録23』九六頁)という原敬の主張には、説得力があるように思われるからである。また第三に、前掲大豆生田「第一次大戦期の食糧問題と食糧政策」七七頁註(71)の指摘のように、「両内閣が外米買付けを実施した条件の相違に留意する必要がある」からである。

(107) 『原敬日記』一九一九年六月一八日。

(108) 『産業組合』一六七号一九一九年九月 六・七頁。

(109) 『産業組合』一七〇号一九一九年一月 四七―五九頁より算出。尚、講演会と併せて産業組合の役員協議会を開催する場合が多く、また他に二三カ所で役員協議会のみ開催している。

(110) 民力涵養運動は、内相床次竹二郎の下で一九一九年三月開始されている、前田蓮山編『床次竹二郎伝』一九三九年五二―五二五頁。この運動の研究に就いては、前掲金原左門『大正期の国民と政党』三章二節、同『地域をなぜ問いつづけるのか』一九八七年三一―六―三三二頁を参照。内務省の民力涵養運動と産業組合の「臨時事業」との関係に就いては、石川県で「民力涵養に関する委員」(前掲『産業組合』一七〇号四八頁)が出席という報告もあるが、今は明らかにし得ない。読者諸氏にご教示を乞いたい。

(111) 前掲『産業組合』一六七号 四頁。

(112) 「勤儉貯蓄の風を奨励」ということの具体的内容である、同誌六頁。

(113) 道府県農会長協議会(大正八年一〇月)における「米価調節に関する決議」前掲『帝國農會史稿 資料編』九六三頁。

(114) 前掲『産業組合』一六七号 三頁。

(115) 一八年の米騒動発生は、一七年六月以降、賃金増額を主たる要求とする労働争議が急増し、工場労働者の賃金は実質賃金の低下を回復するが、組織的運動の欠如と農村からの追加的労働力の供給という制約条件をもつ都市の雑業的な周辺労働者は、賃上げを表現できず、実質賃金は低下し、そうした周辺労働者が大規模な都市民衆騷擾となった米騒動の基盤を形成した、と説明される。

一九年との相違に注目。本文およびこの註の叙述は、武田晴人「労使関係」大石嘉一郎編『日本帝國主義史 1 第一次大戦期』一九八五年 二八九―二九〇頁に、全面的に依拠している。

(116) 高橋亀吉『大正昭和財界變動史 上』一九五四年 四四六頁。

(117) 前掲井上『日本資本主義の発展と農業及び農政』二五九頁。

- (118) 『銀行通信録』七三卷四三五号一九二二年一月(銀行通信録 第二二三卷)日本経済評論社一九八九年復刻版所収) 一一六頁。
- (119) 『帝國議會衆議院議事速記録 40』第四五回議会上大正一〇年 二二二頁。前掲高橋『大正昭和財界變動史 上』 四四六頁。
- (120) 前掲『帝國議會衆議院議事速記録 40』 二二五頁。
- (121) 同書 二二七頁。三和良一「経済政策と経済団体——大戦後の物価問題をめぐって——」『社会経済史学』三三卷六号一九六七年 八一・八二頁。
- (122) 三土忠造「物価指数を中心として」『政友』二六九号一九二二年 一六頁以下。この点については、前掲高橋『大正昭和財界變動史 上』四五七—四六七頁、前掲三和「経済政策と経済団体」八二—九二頁も参照。
- (123) 同論文 九五・九六頁。
- (124) 以上、志村源太郎「経済界の情勢と国民の覚悟(承前)」『大日本米穀会報』一三九号一九二二年 三一七頁。
- (125) 以上、志村源太郎「経済界の情勢と国民の覚悟(承前)」『大日本米穀会報』一四〇号一九二二年 三一六頁。